

NPO法人美身伝心定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称をNPO法人美身伝心とします。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、島根県出雲市に置きます。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、がん患者さんやご家族・その他病気療養されている方に対して、心のケアやピアランスケア支援に関する事業を行い、自己肯定感や人生の充足感を高めることに寄与することを目的とします。また、この法人は、発達障がい児や発達障がい者に対して、社会復帰を支援する施設の運営や相談事業を行うことにより、社会福祉の増進及び安心して暮らせるように援助することも目的とします。加えて、不登校児および引きこもり児童に対して子どもたちを含めた若年層に対して、年上の世代の人たちとのコミュニケーションの場及び学習の機会を提供することによって自らの生き方に主体性を持ち、また社会を生きる上で必要な汎用的スキルをそなえ、積極的に社会に参画していけるようにすることも目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (11) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の活動に係る事業を行います。

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 抗がん剤など治療の副作用がある方に手作りの帽子を提供する事業
 - ㊦ タオル帽子作り事業
 - ㊧ タオル帽子の寄付
- (2) がん患者さんやご家族及び 関わる全ての方々の居場所を作り心のケアを図る事業
- (3) がん患者さんやご家族のお悩みを共有・交流できる場を提供する事業

- ㊦ タオル帽子作り講習会
 - (4) がん患者さんを支援したい方々へ架け橋となるような場所を提供する事業
 - (5) がん患者への理解を促進するための普及啓発活動事業
 - (6) がん健診推進のための普及啓発活動事業
 - (7) がん患者さん向けの就労支援事業
 - (8) がん患者さんやがんでお悩みの方向けの相談事業
 - ㊦ がん患者さんの容姿の相談
 - (9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ㊦ 発達障がい児の保護者のお話会
 - ㊧ 不登校児の保護者のお話会
 - (10) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
 - (11) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
 - (12) 障がい者福祉に係る教育研修及び講習会の開催
 - (13) 情報交換及び交流事業
 - ㊦ 発達障がい児の保護者のお話会
 - ㊧ 不登校児の保護者のお話会
 - (14) 障がい者の就職支援及び就労支援事業
 - (15) 発達障害児支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ㊦ 発達障がい児・者に関する講習会・研修会などの開催事業
 - (16) 発達障害児支援法に基づく地域生活支援事業
 - (17) アピアランスケア事業
 - (18) 前各号に付帯する一切の業務
- 2 その他の事業
- (1) アピアランスケア事業
 - ㊦ ヘッドマッサージ事業
 - ㊧ がん患者さんへの福顔メイク事業
 - ㊦ ウィッグ選び、馴染ませ方、ウィッグカット事業
 - ㊧ 訪問美容カット事業
 - ㊦ 医療美容師養成事業
 - ㊦ メンタルケアセラピスト育成事業
 - ㊦ がん関係のセミナー、講演会の開催
 - ㊦ 発達障害関係のセミナー、講演会の開催
 - ㊦ 美容、健康関係のセミナー、講演会の開催
 - (2) 就労支援事業
 - ㊦ もの作り、アクセサリー等の製作事業
 - ㊧ 雑貨、絵画、アクセサリー等の販売事業
 - ㊦ ホームページの作成事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上に規定されている社員とします。

(1) 正会員（社員）

この法人の目的に賛同し、法人の運営に関与する意思を持って入会した個人および団体です。社員総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができます。

(2) 支援会員

この法人の目的に賛同し、この会の活動を財政的に支援するために入会した個人および団体です。社員総会に出席し、意見を述べることはできますが、議決に加わることはできません。

(入会)

第7条 会員の入会については、以下の通り条件を定めます。

- (1) 正会員および支援会員（個人および団体・法人）の入会については、理念および目的に賛同している以外で、特に条件を定めない。ただし、第2号から第4号の場合を除く。
 - (2) 大学生会員は大学生に限って入会を可能とする。
 - (3) 当事者会員はがん患者および障がい者の当事者に限って入会を可能とする。
 - (4) 子ども会員は18歳未満の未成年に限って入会を可能とする。
- 2 この法人に会員として入会しようとする人（団体を含む）は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。
- 3 入会の申し込みに対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。

第8条 会員は次のときに、会員の資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会員が死亡し、または会員である団体が消滅したとき

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

- 第10条 会員がこの法人の目的または定款の定め反する言動をした場合または会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、社員総会の議決により除名することができます。
- 2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に除名の対象になった会員に弁明の機会を与えなければなりません。

第4章 役員

(種別および定数)

第11条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とします。
- 3 役員は、社員総会において選任し、理事長および副理事長は理事の互選とします。

(選任の制限)

第12条 役員を選任については次の制限があります。

- (1) それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族で役員に選任できるのは1人までです。
 - (2) それぞれの役員についてその役員並びにその配偶者および3親等以内の親族の合計人数が役員の総数の3分の1を超えてはなりません。
- 2 その職務の公平性を保つために、監事は理事や職員を兼ねることはできません。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表する権限を持ち、法人の業務の全体をまとめて運営します。理事長以外の理事は、この法人を代表する権限を持ちません。

- 2 副理事長は、理事長を補佐します。また理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、代表権を持つ理事長の職務を代行します。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび社員総会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 4 監事は、次の職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況が適正であるか否かを監査します。
 - (2) この法人の会計処理の方法が適正であるか否かなどの財産の状況を監査します。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告することとします。
 - (4) 前号の報告のために必要があるときは社員総会を招集することができます。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるために理事会の招集を請求することができます。

(任期等)

第14条 役員任期は、就任から2年間とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長します。
- 3 補欠として就任した役員または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期と揃えるために前任者または現任者の任期の残存期間とします。
- 4 理事長は、辞任または任期満了後においても、代表者が不在なために法人に損害が生じるおそれがあるときは後任者が就任するまでその職務を行わなければなりません。
- 5 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、速やかに補充します。

(解任)

第15条 役員が次の各号のうちのひとつに該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができます。この定めにより解任しようとする場合、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 法令、定款に違反する行為があったとき
- (2) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

第16条 この法人が役員報酬を支払うことができる役員数は、役員総数の3分の1以下です。他の

役員には、名称の如何を問わず報酬を支払うことはできません。

(利益相反)

第17条 法人の利益と理事長個人との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を行使できません。この場合は、他の理事を特別代理人に選任するように所轄庁に対して請求しなければなりません。

第5章 社員総会

(社員総会の種別)

第18条 この法人の社員総会は、通常社員総会および臨時社員総会の2種とします。

(社員総会の構成、権能)

第19条 この法人の社員総会は、正会員を構成員とします。

2 以下の事項は、社員総会において議決しなければ効力を生じません。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 解散し、清算事務を終えたのちの残余財産の譲渡先を決定すること
- (5) 事業計画および予算並びにその変更
- (6) 事業報告および決算
- (7) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (8) 入会金および会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (10) 事務局の組織および運営
- (11) 会員の除名
- (12) その他運営に関する重要事項

(社員総会の開催、招集)

第20条 毎年1回、事業年度の開始日から3ヶ月以内に通常社員総会を開催します。

- 2 社員総会は、この定款の第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があった場合を除き、理事長が招集します。
- 3 臨時社員総会は次のときに開催します。
 - (1) 理事会において臨時社員総会を開催する必要があると議決したとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき
 - (3) この定款の第13条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき
- 4 理事長は、前項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その議決または請求の日から5日以内に臨時社員総会を招集します。
- 5 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を正会員に対し書面または電磁的方法で開催日の少なくとも5日前までに通知します。

(社員総会の議長、定足数、議決)

第21条 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出します。

- 2 社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項とします。ただし緊急の場合については、社員総会出席者の2分の1以上の同意があればその事項について議決を行うことができます。
- 3 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（オンライン出席も含む）がなければ成立しません。

- 4 社員総会の議事は、この定款に別途規定するもののほか、出席者の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する人と否決する人の数が同数のときは、議長が可決または否決を決定します。
- 5 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面や電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。

(社員総会の表決権等)

第22条 正会員の表決権は、1個人1団体ともに1票です。

- 2 社員総会に出席しない正会員は、審議事項について、書面もしくは電磁的方法を使って表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
- 3 書面表決（電磁的方法を含む）または表決委任の方法で議決権を行使した正会員は、社員総会の定足数および議決数の算出については出席したものとみなします。
- 4 社員総会の議決について、審議事項の内容に特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(社員総会の議事録)

第23条 社員総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（電磁的方法を含む書面表決者および表決委任者の数を付記します。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印を原則とします
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面および電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成します。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成、権能)

第24条 この法人は、理事の合議体としての理事会を設置します。

- 2 以下の事項は、理事会において議決しなければ効力を生じません。
 - (1) 社員総会に付議すべき事項
 - (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第25条 理事会は、次のときに開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第26条 理事会は、理事長が招集します。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から4日以内に理事会を招集しなければなりません。

(理事会の議長、定足数、議決)

第27条 理事会の議長は、理事長が務めます。

- 2 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ成立しません。
- 3 理事の表決権は、1人1票です。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により表決することができます。
- 5 書面表決（電磁的方法を含む）の方法で議決権を行使した理事は、理事会の定足数および議決数の算出については出席した者とみなします。
- 6 理事会の審議事項の内容に特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。
- 7 理事会の議事は、理事総数の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する理事と否決する理事の数が同数のときは、議長が可否を決めることにします。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数および出席者数並びに出席者氏名（電磁的方法を含む書面表決者の数を付記します。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印を原則とします。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(会計の区分)

第30条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。

- (1) 会計簿の記帳方法を複式簿記とします。
- (2) 計算書類（活動計算書および貸借対照表をいいます）および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示します。
- (3) 採用する会計処理の基準をNPO法人会計基準とし、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しません。

(会計の原則)

第31条 この法人会計は、特定非営利活動に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とします。

(事業報告、決算、事業計画、予算)

第32条 この法人の事業報告書および決算書は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事が監査をおこない、社員総会の議決を経なければなりません。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとします。
- 3 事業計画および予算は、社員総会の議決を経なければなりません。事業計画および

予算は、社員総会の議決で変更できるものとします。

- 4 前項の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。
- 5 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

- 第34条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の2分の1以上の多数によって議決しなければなりません。
- 2 変更を議決した事項が以下の事項に該当する場合には所轄庁の認証を得なければ効力を生じません。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) この定款第4条に記載した特定非営利活動の種類および第5条に記載した特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限ります）
 - (5) この定款第6条第1号、第7条、第8条および第9条に記載した社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除きます）
 - (7) この定款第18条から第23条までの会議（社員総会）に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者の事項に限ります）
 - (10) 定款の変更に関する事項
 - 3 前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項以外の定款変更をしたときは、所轄庁に届け出なければなりません。

(解散)

- 第35条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。
- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 社員総会の決議によって解散するときは、正会員総数の2分の1以上の議決を得なければなりません。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

- 第36条 この法人が解散（合併または破産による解散を除きます。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者（①他の特定非営利活動法人②国または地方公共団体③公益社団法人または公益財団法人④学校法人⑤社会福祉法人⑥更生保護法人）のうち、解散社員総会において議決した者に全額譲渡するものとします。この法人の役員および会員に分配することまたはその議決した者以外の者に譲渡することは許されません。

(合併)

- 第37条 この法人が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経たうえで所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）に、法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行います。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第39条 この法人に、事務を処理するため、事務局を設置することができます。

- 2 事務局長および職員の任免は、理事長が行います。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。

(理事会への委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決により定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人がNPO法人として成立した日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとします。

理事長	下井 直美
理事	東郷 和子
理事	上杉 孝幸
監事	今岡 学
- 3 設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立した日から令和7年5月31日までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとします。
- 6 この法人の入会金および会費は、次に掲げる額とします。

(1) 正会員入会金	1,000円
正会員会費	3,000円(1年間分)
(2) 正会員(大学生)入会金	1,000円
正会員(大学生)会費	3,000円(1年間分)
(3) 正会員(当事者【がん患者様および障がい者】)入会金	1,000円
正会員(当事者【がん患者様および障がい者】)会費	3,000円(1年間分)
(4) 正会員(子ども会員)	入会金無料
正会員(子ども会員)	会費無料
(5) 支援会員(個人)入会金	1,000円
支援会員会費(個人)	3,000円(1年間分)
(6) 支援会員(法人)入会金	1,000円
支援会員(法人)会費	30,000円(1年間分)
- 7 この法人の設立当初の入会金および会費は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

- (1) 入会金 1,000円
(2) 会費 0円

以上、原本に相違ありません
令和5年10月17日
NPO法人美身伝心
設立代表者 下井直美